○宮古島市地産地消振興センターの設置及び管理に関する条例

令和６年３月27日

条例第３号

（設置）

第１条　本市における地産地消及び６次産業化を推進するとともに、農林水産物の加工、製造等の新たな事業展開及び創業の支援を行うことにより、本市地域経済の活性化と所得向上を図るため、宮古島市地産地消振興センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　宮古島市地産地消振興センター

位置　宮古島市上野字上野395番地１

（定義）

第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　利用者　センターを利用する者をいう。

(2)　入居者　次条第１号の長期チャレンジスペース又は同条第２号の短期トライアルスペースへの入居の許可を受けた入居者をいう。

(3)　入居者等　入居者並びに次条第３号のラボスペース及び同条第４号の多目的スペースの利用者をいう。

（施設）

第４条　センターは、次の施設をもって構成する。

(1)　長期チャレンジスペース（事業拡大を目的とした長期入居型スペースをいう。以下同じ。）

(2)　短期トライアルスペース（創業支援を目的とした短期入居型スペースをいう。以下同じ。）

(3)　ラボスペース（商品開発を目的とした時間貸し型スペースをいう。以下同じ。）

(4)　多目的スペース（研修会、勉強会、イベント等を行うコミュニティスペ

ースをいう。以下同じ。）

(5)　インキュベーションスペース（センターの入居者等へのサポートスペースをいう。）

(6)　共有スペース（トイレ、休憩室等のスペースをいう。）

（事業）

第５条　センターにおいては、次に掲げる事業を行うものとする。

(1)　前条各号に掲げる施設の提供

(2)　地産地消及び６次産業化に係る普及啓発及び情報提供

(3)　地産地消及び６次産業化に係る相談及び助言

(4)　市内農林水産業者及び企業に対する創業及び事業展開の支援

(5)　その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

（開館時間等）

第６条　センターの開館時間は、午前８時30分から午後５時15分までとする。

２　センターの休館日は、次のとおりとする。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3)　12月29日から翌年の１月３日まで

(4)　６月23日（慰霊の日）

３　市長は、特に必要があると認めるときは、第１項に規定する開館時間を変更し、又は前項に規定する休館日を変更し、若しくは臨時に開館し、若しくは休館することができる。

４　市長は、開館時間以外の時間又は休館日であっても、入居者の求めに応じ、センターを利用させることができる。

（利用及び入居の対象者）

第７条　第４条第１号から第３号までの施設の利用又は入居をできる者は、本市で事業を営む者又は本市で事業を営む予定がある者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　市内農林水産物を活用し、食品加工等製造業を行う者又は市内農林水産業に関連した事業を行う者

(2)　その他第１条の目的達成のため市長が適当と認めた者

（利用及び入居の許可等）

第８条　第４条第１号から第４号までの施設の利用又は入居を希望する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

２　市長は、長期チャレンジスペース及び短期トライアルスペース（以下「入居スペース」という。）への入居を希望する者を公募するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

３　長期チャレンジスペースの入居期間は原則５年以内とし、短期トライアルスペースの入居期間は原則１年以内とする。ただし、入居者の申出により市長が必要と認めたときは、その期間を延長することができる。

４　市長は、第１項の許可に際し、センターの管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（利用許可の制限）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

(1)　公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

(2)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の利益となると認められるとき。

(3)　その他市長が不適当であると認めるとき。

（使用料及び減免）

第10条　第４条第１号から第４号までの施設を利用する者は、別表に定める使用料に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に相当する額（この額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算した金額を同表に定める納付期限までに納付しなければならない。

２　市長は、公益上必要があると認めるときその他特別な理由があるときは、

使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第11条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（入居者の負担）

第12条　次に掲げる事項は、入居者の負担とする。

(1)　入居スペースの電気及び水道の使用料金

(2)　廃棄物、廃液等の保管、処理等

(3)　入居スペースの照明器具の取替えその他軽微な修繕

(4)　長期チャレンジスペースの機材整備

(5)　短期トライアルスペースの追加の機材整備

(6)　その他入居者の責めに帰すべき事由による修繕

（入居許可の変更等）

第13条　入居者は、許可を受けた入居スペースの原状を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

２　市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、入居者の負担において必要な措置を講じさせることができる。

（入居者の義務）

第14条　入居者は、入居期間中その利用に係る施設について必要な注意を払い、これらを適正な状態に維持するとともに、事業活動において公害防止等の環境保全に努めなければならない。

２　市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、入居者に対し活動内容及び施設利用の状況等の報告を求めることができる。この場合において、入居者は、速やかに市長に報告しなければならない。

（職員の立入り）

第15条　市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、関係職員を施設に立ち入らせることができる。

２　前項の場合において、利用者は正当な理由なくこれを拒んではならない。

（目的外利用及び権利譲渡の禁止）

第16条　入居者等は、当該許可を受けた目的以外に施設を利用し、又はその利用する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（許可の取消し等）

第17条　市長は、入居者等が次の各号のいずれかに該当するときは、入居又は利用の許可を取り消し、利用を一時停止し、又は利用条件を変更することができる。

(1)　偽りその他不正の手段により入居又は利用の許可を受けたとき。

(2)　入居又は利用の許可に付した条件に違反したとき。

(3)　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(4)　入居者にあっては、使用料を滞納したとき。

(5)　前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

２　市長は、入居者等が前項の規定による措置を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

３　第１項の規定により入居の許可を取り消された者は、１か月以内に当該施設から退去しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、期間を延長することができる。

（原状回復の義務）

第18条　入居者は、入居スペースの利用を終了したとき又は前条の規定により入居の許可を取り消されたときは、直ちに自己の責任において当該施設を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定による原状回復に要する費用は、入居者の負担とする。

３　入居者は、第１項の規定により原状に回復したときは、その旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

４　入居者が第１項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、その費用を入居者から徴収するものとする。

（損害賠償等）

第19条　利用者は、その責めに帰すべき事由により施設及び設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（免責事項）

第20条　市長は、次に掲げる損害について、その責任を負わないものとする。

(1)　停電、自然災害その他事故等による利用者の機器等の損傷

(2)　利用者がセンターを利用することにより発生した損害

(3)　利用者がセンターの利用によって第三者に与えた損害

（委任）

第21条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和６年７月１日から施行する。

別表（第10条関係）

区分	施設	使用料	納付期限
占有施設	長期チャレンジスペース	１平方メートルにつき 月額　370円	毎月末日までに翌月分として納付しなければならない。ただし、その月の末日が指定金融機関等の営業日でない日に当たる場合にあっては、その日後において最も近い指定金融機関等の営業日を納付期限とする。
	短期トライアルスペース		
一般施	ラボスペース	施設使用料 １時間につき　800円 又は日額　5,000円	利用の前日までに納付しなければならない。ただし、利用の前日が指定

設		空調使用料 １時間につき　200円	金融機関等の営業日でない日に当たる場合にあっては、その日前において最も近い指定金融機関等の営業日を納付期限とする。
	多目的スペース（大）	施設使用料 １時間につき　600円 又は日額　4,000円	
		空調使用料 １時間につき　300円	
	多目的スペース（小）	施設使用料 １時間につき　300円 又は日額　2,000円	
		空調使用料 １時間につき　200円	
	多目的スペース（ロビー）	１時間につき　200円 又は日額　1,000円	
	多目的スペース（ピロティ）	１時間につき　100円 又は日額　500円	

（摘要）

１　入居スペースについて使用を開始する日が月の初日でないとき又は使用を終了する日が月の末日でないときにおける当該月の使用料は、日割計算とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

２　ラボスペースの使用料は、電気及びガスの使用料金を含む。